

## 金融商品取引法の特定投資家制度に関する「期限日」について

ニューバーガー・バーマン株式会社

金融商品取引法に基づく、特定投資家制度における「一般投資家から特定投資家への移行」の「期限日」について、当社では当社が移行を承諾した日から1年以内の9月30日（休日である場合を含みます。）とさせていただきます。

期限日後についても同様のお取扱いを希望される場合は、期限日までの間に別途お申し出が必要となります。また、移行承諾日以降いつでも、移行前の区分である一般投資家として取り扱うようお申出いただくことが可能です。

以 上